

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社 成和物流	代表取締役	田中 正裕	岐阜県	運輸業, 郵便業	http://seiwa-b.com

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2025年2月12日
-------	------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	荷待ち時間や運転者の手作業の削減、附帯作業の合理化等について、取引先と真摯に協議するとともに積極的に提案も行き作業環境の改善に努めます。
2	A ④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供	荷主から早めの入出荷情報を頂き、発注する場合は業務を円滑に推進できるように出荷等の情報を迅速に提供します。
3	A ⑪	高速道路の利用	運転者の労働時間・拘束時間短縮及び休息时间確保のため、適宜高速道路を使用します。
4	B ④	下請取引の適正化	運転契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、B①～③に準じて対応するよう努めます。
5	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	異常気象が見込まれる際、無理な運送依頼をしません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

PR欄	働きやすい労働環境の整備に努め、法令を遵守し安全・安心な輸送を提供いたします。
-----	---